# B 人 ロ ・ 世 帯

### B - 1人口総数

B-1-1人口総数(10月1日現在) B-1-2人口総数(4月1日現在)

B-1-3住民基本台帳人口(3月末日現在) B-1-4日本人人口(10月1日現在)

B-1-5外国人登録者数(12月末日現在)

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」,茨城県統計課「茨城県常住人口調査」,茨城県市町村課資料, 総務省統計局「推計人口」,茨城県国際課資料,

## 資料元について

国 勢 調 査……我が国に常住する全ての人を対象として,5年ごとに行われる人口調査で,年齢,男女の別,配偶関係,国籍,労働力状態,従業上の地位,産業,職業,世帯の種類,住宅,従業地・通学地などについて調査するものである。(A-1記載内容再掲)

常 住 人 口 調 査……国勢調査による人口を基礎として,これに毎月,住民基本台帳法に基づき届け出のあった出生,死亡,転入,転出者数を加減して,毎月1日現在で推計している。したがって,住民基本台帳による人口とは若干異なる。

B-1-1 人口総数(10月1日現在)

本書に掲載したデータのうち、国勢調査年(平成12年、平成17年、平成22年)はその結果を、その他の年次は常住人口調査の推計人口を用いた。

国勢調査でいう人口総数は、本邦(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島(島根県)を除く。)内に常住している者としている。常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に常住している者とみなしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に常住している者とみなしてその場所で調査している。

学校教育法第1条に規定する学校,同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者で,通学のために寄宿舎,下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者......『その宿泊している施設』

病院又は療養所に引き続き3か月以上入院又は入所している者……『その病院又は療養所』

船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で,

- (a)陸上に生活の本拠を有する者……『その住所』
- (b)陸上に生活の本拠の無い者……『その船舶』

なお,(b)の場合は,日本の船舶のみを対象とし,調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか,調査時前に本邦の港を出港し,途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶に乗り組んでいる者でその船舶に居住のある者については,調査時において本邦内に居住を有する者とみなされている。

自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者……『その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶についてはその基地隊本部)の所在する場所』

刑務所,少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち,死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院 又は婦人補導院の在院者……『その刑務所,少年刑務所,拘置所,少年院又は婦人補導院』

なお,本邦内に常住している者は,外国人を含めて全て調査の対象としているが,次の者は調査から除外 している。

外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族

外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

県の人口は、本県の区域内に常住するすべての者のである。

一方,その他の年の人口総数については,茨城県常住人口調査の数値である。同調査にいう人口総数は, 直前に実施された国勢調査の日本人及び外国人を含む総人口を基とし,その後の人口変動を加減して算出し たものであり,推計計算式は次のとおりである。

自然増加(出生児数 - 死亡者数),社会増減(転入者数 - 転出者数)については,出生届,死亡届,転入届及び転出届等に基づく各市町村からの報告による。この中には職権による記載,削除も含まれている。なお,本書では,出生児数及び死亡者数(B - 4人口動態参照)は茨城県厚生総務課の「茨城県人口動態統計」の数値を用いている。

B-1-2 人口総数(4月1日現在)

茨城県常住人口調査の数値である。

B-1-3 住民基本台帳人口(3月末日現在)

日本国民で,国内の市区町村に住所を定めているものとして3月31日現在,当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者の数である。

- B-1-4 日本人人口(10月1日現在)
  - ・茨城県の数値…「平成25年10月1日現在推計人口」総務省統計局
  - ・市町村の数値…「茨城県常住人口調査結果報告書」(平成25年10月1日現在・茨城県統計課)から平成22年国勢調査時の外国人及び年齢不詳の者を除いた。
- B-1-5 外国人登録者数(12月末日現在)

各市町村が各年12月末現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめたものであり、 出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。

### B - 2 男女別人口(10月1日現在)

B-2-1男総数 B-2-2女総数 B-2-315歳未満人口 B-

B - 2 - 4 1 5 ~ 6 4 歳人口

B-2-565歳以上人口

資料元 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

年齢

年齢は、当該年9月30日現在における満年齢である。なお、当該年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

# B-3年齡構成

B-3-115歳未満人口(年少人口) B-3-215歳以上人口 B-3-340歳以上人口

B-3-415~64歳人口(生産年齢人口) B-3-560歳以上人口

B-3-665歳以上人口(老齢人口) 指標値のみ:平均年齢,年齢中位数

資料元 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

年齢3区分人口

年少人口(15歳未満人口)

生産年齢人口(15歳~64歳人口)

老年人口(65歳以上人口)

なお,年少人口と老年人口の合計を従属人口という。

平均年齡

「平均年齢」は,以下のとおり算出している。

平均年齢= 年齢(各歳)×各歳別人□ - 本齢(各歳)×各歳別人□ - 各歳別人□の合計

平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では,10月1日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)を用いて集計している。つまり,10月1日現在でX歳と0日の人も,X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで,平均年齢を算出する際,X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し,平均である半年分(0.5歳)を加えているものである。

年齢中位数

「年齢中位数」とは,人口を年齢順に並べたとき,その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことである。

# B-4人口動態

B-4-1昼間人口等:昼間人口,流入人口(従業地·通学地人口),流出人口(従業地·通学地人口)

B-4-2自然增加:出生数,死亡者数 B-4-3社会移動:転入者数,転出者数

指標値のみ:合計特殊出生率(ベイズ推計値)

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」,茨城県統計課「茨城県常住人口調査」,茨城県厚生総務課「茨城県 人口動態統計」,厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

資料元について

茨 城 県 人 口 動 態 統 計……茨城県の出生,死亡,婚姻,離婚及び死産等の実数,率(人口 1 0 万対など)等を市町村・保健所別に集計したもの。

#### B-4-1 昼間人口

国勢調査の従業地・通学地集計の結果を用いて、次のようにして計算された人口である。

『常住人口+他市町村から通勤・通学する者の数-他市町村へ通勤・通学する者の数』

なお,従業地とは,就業者が仕事に従事している店舗や事業所のある場所をいう。ただし,行商人などで 仕事の場所が一定していない場合は,常住地を従業地としている。また,通学地とは,通学者が在学してい る学校の所在する場所をいう。

したがって,夜間勤務の人,夜間学校に通っている人も便宜上,昼間通勤,昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし,この昼間人口には,買物客などの非定常的な移動については考慮していない。なお,年齢不詳を含んだ人口である。

B-4-1 流入人口,流出人口(従業地・通学地人口)

他市町村から当該市町村への通勤・通学者数及び当該市町村から他市町村への通勤・通学者数である。

B-4-2 自然增加:出生数,死亡者数

本県において発生した日本人の出生・死亡についての数値である。

なお,本書では,指標値(出生率,死亡率)を算出する際の分母として,便宜上,外国人人口も含めた人口総数を用いている点に注意を要する。

出生については14日以内,死亡については7日以内に市町村長に届け出るよう決められているが,何らかの理由で,調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれない。市町村別は,それぞれの届け出に記載された住所地(出生の場合,住民登録をする住所)による区別である。死亡時に住所不明のものは,市町村別の数値には含まれていない。

B-4-3 社会移動: 転入者数, 転出者数

転入者数とは、当該市町村に他市町村から住所を移した者の年間の数値であり、従前の住所地が不明の者は含まれない。

また、転出者数とは、当該市町村から他市町村へ住所を移した者の年間の数値であり、転出先の住所地が不明の者は含まれない。

合計特殊出生率(ベイズ推計値)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である。これは,年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり,一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

ただし,市町村単位では出生数などの標本数が少なく,偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから,ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

### B-5世帯

### B-5-1世帯総数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」,茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

B - 5 - 1 世帯総数

常住人口調査では,国勢調査の一般世帯及び施設等の世帯を合算した総世帯数をもとに,毎月各市町村から報告される世帯の変動を加減して世帯数を推計している。

# B - 6 世帯類型

B - 6 - 1 一般世帯数

B-6-2核家族世帯数

B-6-365歳以上の世帯員のいる世帯数(#65歳以上の夫婦のみの世帯数)

B-6-4母子世帯数

B-6-5父子世帯数

B-6-6老人単身者数(老人単身世帯数)

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」,茨城県長寿福祉課資料

B - 6 - 1 一般世帯

国勢調査では、世帯を一般世帯と施設等の世帯に区分している。このうち、一般世帯とは、次のものをいう。 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住 居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単 身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

B-6-2 核家族世帯

一般世帯の親族のみの世帯のうち次の世帯をいう。

夫婦のみの世帯

夫婦と子どもから成る世帯

男親と子どもから成る世帯

女親と子どもから成る世帯

親族のみの世帯とは,二人以上の世帯員から成る世帯のうち,世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯である。

- B-6-3 65歳以上の世帯員のいる世帯
  - 一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。
- B 6 4 母子世帯

未婚,死別又は離別の女親と,その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいう。

B-6-5 父子世帯

未婚,死別又は離別の男親と,その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいう。

B-6-6 老人単身者(老人単身世帯)

老人単身世帯とは、「65歳以上の者1人のみの世帯」をいう。

# B - 7婚姻と離婚

### B-7-1婚姻件数 B-7-2離婚件数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」

B-7-1 婚姻件数, B-7-2 離婚件数

各年1月1日から12月31日までの間に市町村長に届け出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数である。